

②同窓会長賞・同窓会奨励賞

(一般社団法人甲南大学同窓会甲南会 課外活動援助規定より抜粋)

第1条 (目的)

この規定は甲南大学在学学生(大学院を含む)による課外の体育、文化等の諸活動に於いて顕著な成績を収め、大学の名声を高めた者(個人または団体とする。以下同じ)を顕彰し、もって健全で自由闊達な学生生活の援助を行い、後輩の助育および諸活動の振興をはかることを目的とする。

第4条 (成績の基準)

- (1) 同窓会長賞は以下の各号のいずれかに該当する者に授与する。
 - (イ) 権威ある国際的な協議会または行事の日本代表に選ばれて出場した者
 - (ロ) 体育に関する権威ある競技会の全国大会に関西地区代表・兵庫地区代表として出場し、優秀な成績を収めた者
 - (ハ～ニ) 省略
- (2) 同窓会奨励賞は次の次号のいずれかに該当する者に授与する。
 - (イ) 海外遠征その他国際的に有意義な活動で顕著な成績を収めた者
 - (ロ) 体育・学術・文化に関する権威ある行事または競技すべての全国大会に出場した者
 - (ハ) 体育または文化に関する権威ある競技会において、関西地区または兵庫地区において最優秀の評価を受けた者
 - (ニ) 省略
- (3) その他、次の次号のいずれかに該当する者が第1条に定める目的に適合した場合、審査の上この規定を準用することができる。
 - (イ) 公認された部またはその部員による公式部活動以外の活動
 - (ロ～ハ省略)

(課外活動内規より抜粋)

第4条 (権威ある国際大会の基準)

- (1) 規定第4条※に定める権威ある競技会または大会とは、全世界的又は全国的に組織され、それが唯一または最高の存在である団体等が主催するものとする
- (2) 全国大会出場とは、当該種目等に関する全国最優秀者を選出することを目的として開催され、出場にあたっては予選等によって選抜されるものとする。
- (3) 前各項の他、報道その他社会的な名声の有無を考慮することがある。

第6条 (優秀な成績の定義)

規定第4条※に定める優秀な成績とは次のとおりとする

- (イ) 当該競技会等において、当該種目について最優勝、最優秀その他最高位の成績を収めた者
- (ロ) 前号において、これに次ぐ優秀な成績を収め、当該競技規定に基づいて公式に表彰される等、入賞者として記録にとどめられた者。ただし入賞者が多数ある場合は、第8位までとする。

※規定第4条とは一般社団法人甲南大学同窓会甲南会 課外活動援助規定第4条をさします。